

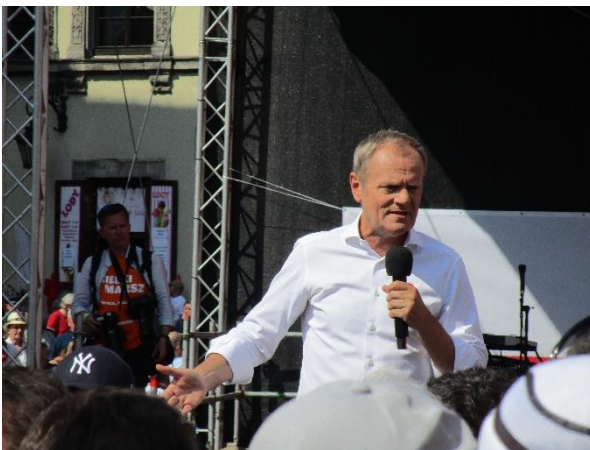
## <櫻田會通信>

### ポーランド便り⑤:「ポーランドの自由民主主義国家としての伝統」

大東文化大学法学部  
政治学科教授  
武田 知己

前稿で、ポーランドが現在西側の重要な戦略拠点と見なされていることに触れた。ただ、対ロシア戦略上重要な地理的位置にあると言う理由だけで、ポーランドがこれほど注目を浴びている訳ではない。ジョージアやウクライナはロシアの強い影響下にあったのでやや事情が異なるが、それでも冷戦後西側は両国にも強い関心を持ち続けていた。より比較に値するのは、ハンガリーやトルコであろう。彼等も地理的には重要な位置にある国々である。彼等とポーランドを分けるものは、自由民主主義国家であるかどうかという点である。つまり、ポーランドは西側にいたし、自らもそのように要望し、かつそのように見なされていたという事実が重要なのである。

このことは日本の置かれている立場とよく似ている。なぜ西側にとって日本が重要なのか。それは、我が国が、19世紀にいち早く開国し、欧米の文物を取り入れ、昭和の戦争の過ちを経て、民主主義の難しさと素晴らしさを曲がりなりにも経験した国と見なされているからに他ならない。そして我々も、中国やロシア、北朝鮮などとの関係正常化を模索しながらも、東アジアにおける民主化の先進国というアイデンティティを堅持してきた。国家が生死をかけて衝突を繰り返す冷酷非情な国際政治においても、政治体制の種類や国民がどのような政治的価値を信奉しているのかが思わぬ重要性を持つ場合がある。ポーランドを巡る地政学も、文字通り、「地理」と「政治」を融合させて世界を読み解くという視野から見ていく必要がある。



ポーランドに滞在した8ヶ月の間にも、ポーランドの民主政の特長や意味について考える機会は少なくなかった。特に、2023年10月15日、筆者はポーランドの現代史上、歴史的と云ってよい総選挙を現地で見聞する幸運に恵まれた。その経験は忘れがたい。ポーランド政治の底力に大いに感銘を受けた。また、その前後には、ワルシャワで開催された6月4日、10月4日、11月11日の三つの大きなデモ行進に

参加し、与党側・野党側の双方の雰囲気を感じながら、いろいろ確認し、また発見できた(写真は、2023年6月4日のデモ行進の最後に王宮広場で演説するドナルド・トウスク氏。筆者撮影)。

但し、その後のポーランドの政権交代は残念ながら至極スムーズとは言えないようである。勿論、筆者は、ポーランドが自由民主主義国家として完成していると言いたいわけではない。他国同様、この国も様々な問題を抱えている。しかし、そうした問題へのポーランドなりの対処の仕方には、西側の一員としての日本人が学ぶべき点が多々あるというのが本稿をお届けするささやかな目的である。現地で肌で感じ、考えたことは思わぬかたちで政治の理解を助けることがあるかもしれない。読者の参考になれば幸いである。



少しポーランドの歴史を紐解いてみたい。ポーランドと言う国の歴史は、そもそも、ミエシュコー世(左写真)がボヘミア(現在のチェコ)と結びながらドイツ化を避けつつ国家統一を成し遂げ築き上げたピヤスト朝(960年頃~1370年)に始まる。前稿で述べたように、この国は、ドイツ的あるいはヨーロッパ的なものと、スラブ的なものの狭間にあるが、ドイツとの差別化をとりあえず図ったことになる。他方で、ミエシュコー世の下、ポーランドはローマンカソリックとなる道を選ぶ(966年「ポーランドの洗礼」として知られる)。つまり、ポーランドは、建国時から、一方ではドイツに対抗し、他方ではスラブとも一線を画すという選択を行ったことになる。

前稿でも触れた「狭間国家」としての性格は、ポーランドと言う国の最初から明らかであったとも言えるかも知れないが、そうしたことが可能だったのは、統一政権と言うよりも地方有力者として性格が強かったからだといえる。中央政権としてヨーロッパの真ん中に大きな統一体を作ろうとすると、大国との関係を考慮せざるを得ず、ピヤスト朝ポーランドは1000年にミエシュコー世の息子・ボレスワフ一世がローマ皇帝から戴冠を許され、1025年には教皇から大司教設置が許された。こうして、ポーランドは、神聖ローマ帝国の周辺にある統一国家の中央政権としての性格を強化することとなる。

しかし、このときは実力以上の版図を有したため、程なくしてポーランドは分裂するに至った。その間、チェコ、ハンガリーをそれぞれ基盤とする王朝の誕生を見るが、ヤゲウォ朝(1386~1572年)の時代になると、ポーランドは再び統一国家として歴史に登場する。

ヤゲウォ朝の最大の特徴は、北のリトアニアと国家連合を結んだことである(1385年)。また15世紀末からは、ボヘミア、ベーメン(現在のハンガリー)の王位を兼ね、ポーランドは、

四カ国の連合王国となった。そして最大版図は、北はバルト海から黒海まで、西はアドリア海からモスクワまでとなり、当時のヨーロッパで最大の王国となる。その基礎を築いたカジミエシュ三世(1333-1370。右写真)は、ポーランド史上唯一「大王」と呼ばれる人物として歴史に名を残している。



このヤゲウォ朝は、高校の世界史の教科書にも出てくるので日本人には比較的親しい。そのヤゲウォ朝ポーランドは、15世紀に二度に亘りドイツ騎士団を撃破した。輝かしい戦果である。ポーランドの大部分は大きな平原であり、四方からの侵入を許しやすい地形であるが、中でも伝統的にドイツ騎士団を敵と見定め、遂に西からのドイツ騎士団の侵攻を防いだのである。実力を養成し、自主性を示す帝国ポーランドの一つの頂点がここにあった。

しかし、特に勝利した戦争の後、戦時の経済的軍事的負担を負った国民の発言権が増大するのは歴史の法則の一つと言ってよい。版図拡大期にあったヤゲウォ朝を通じて力を増していったのが「シュラフタ」と呼ばれる貴族層である。



そして、彼等の政治参加が、実はポーランドの議会制の起源となった。ポーランドには、やがて彼等を代表とする王国議会と地方評議院の二院制議会(以下、セイム)が発展していくことになる。現在の下院の起源である。

ポーランドの民主政の歴史は、このシュラフタを基盤とする「シュラフタ民主政」が16世紀に花開いたことで始まる。シュラフタは、前述のカジミエシュ3世の頃に貴族階級として認められ、16世紀への変わり目の頃までにはポーランド社会の10-15%を占めるまでに成長していた。それは帝国の発展と共に、彼等が地主階級としての性格を強めていった結果であった。地方有力者の集合体となったシュラフタの意思を無視しては、多くの負担を国民に強いねばならない戦争はもちろん、国家運営もままならなくなっていた。

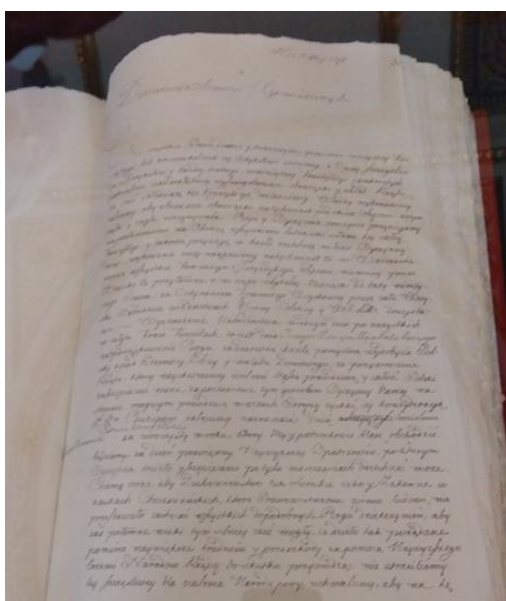
そこで、1505年、ヤゲウォ朝は重要な決定を下す。全国議会が招集され、そこで、評議会と地方代議員の許可なくして、国王は如何なることも決定できないという宣言がなされたのである。これは、主権が国王ではなく議会にあると宣言するに等しい。絶対王政がヨーロッパに

広まる中、ポーランドはそれとは異なる道を選んだのである。

しかも、個別のシュラフタには、二つの重要な権限が割当てられた。何より重要なのは自由拒否権である。セイムは全会一致でなければ決定できないこととされたが、審議の過程でシュラフタは、Sisto activitatem!（審議を止めよ）あるいは Nie pozwalam!(私は認めない)と発言し、審議や決定を阻止できる強大な権限を発動出来たのである。それだけではない。第二に、セイムは、選挙で国王を決める権限も有したと言うから驚きである。もっとも、選挙王制とも言われるこの制度は、神聖ローマ帝国やハプスブルグ王国でも見られた。それでも、総合的に見て、ポーランドが議会制を基軸に、実に先進的な統治の仕組みを持っていたことは明らかである。封建制から絶対王政へ、市民革命を経て近代国家へと言う道筋で描かれてきたヨーロッパの近代史に、「議会主権」を軸に発展してきたもう一つの政治体制発展史があったとオランダとともにポーランドをあげる興味深い議論もある。

更にポーランドの民主政の伝統として忘れてはならないのが、ユネスコの世界記憶遺産にも登録されている「ワルシャワ連盟規約」(1573 年)と、その精神を受け継いだ「1791 年 5 月 3 日憲法」である。

ワルシャワ連盟規約は、上述したヤゲウォ朝の断絶(1572 年)に端を発している。強大な帝国に生じた権力の空白を見て激しい権力闘争が起きるのは何処も同じで、ポーランドでもハプスブルク家やアンジュー家などを巻き込む王位継承争いが、宗教改革の進展やそれに対するカトリックの対抗改革と絡み合いながら進行する。こうした状況で、シュラフタたちが、各地の集会を積み重ねた後に、ワルシャワでの「召集集会」につどい、1573 年に、地域毎に結成されている諸聯盟を全国規模に拡大し、宗派の違いを超えて共存する秩序を維持しながら、平穏裏に国王選挙を実施しようとしたのである。その際の取り決めがこのワルシャワ連盟規約(原文はラテン語)に他ならない。



そしてこの精神が 1791 年 5 月 3 日憲法にも引き継がれている。この憲法もあまり日本では知られていないであろうが、ポーランド人はこの憲法を心から誇りとしている。私が住んでいたアパートも「5 月 3 日通り」と言う名の通りに面していた。同じ様な通りの名は各地にある。また、5 月 3 日は国民の祝日であるが、アパートから 3 キロほどのワジェンキ公園で行われた展示会には沢山の人が集まり、或いは子供連れで、熱心に公園や展示を見ていたのを思い出す(写真はその時の展示。複製。撮影筆者)。また、この憲法は、アメリカ憲法の影響を受けながら作られた世界で二番目の成文憲法であることも記憶しておきたい。後述するよう

に、ポーランドが国として消滅してしまうので、同年のフランスの 1791 年憲法の陰に隠れがちであるが、ポーランド人はこの憲法を国家消滅の悲劇と共に今も忘れないでいる。

白木一太『一七九一年五月三日憲法』によれば、憲法第一条は、支配的宗教をカトリックと定めている。しかしながら、この信仰は「隣人愛」を命じている。それ故に、「いかなる信条をもつ者にも信仰上の平和と統治機関の保護が義務」であるとされ、さらに「ポーランドの各地域にあるあらゆる儀礼や宗教の自由を我々は保障しなければならない」と謳われている。実に先進的である。そのほかにも、この憲法は、立憲君主制をより効果的に且つ円滑に進めるため、1760 年代から進められてきた諸改革の成果を盛り込んでいる。特に、セイムの立法をしばしば麻痺させてきた自由拒否権が取り除かれたことは大きな変化である。また立憲君主の下で厳格な三権分立制を取ったのも目新しい。さらに市民と貴族の平等、農民の保護(農奴制の拒否)を歌うなど、あらゆる面で先進的で、ヨーロッパの先進的政治思想を体現していたと言える。ワルシャワ同盟協約がシュラフタ達が集約的合意を積み重ね、中央でそれらを連携することによって全体の秩序維持を確保しようとした政治的思考の産物であったことも実に興味深い。いわば地域的な多様性を確保しながら新しい国制を作ろうとしたのがこのワルシャワ同盟協約だったともいえるからである。

ポーランド人がこれらの伝統を誇りに思うのは当然と言う気がする。また、2023 年 7 月 6-7 日にワルシャワ大学で開催されたシンポジウムで、Robert Frost 教授が「強い国家や帝国を目指さなかったポーランドの歴史的な国家像は、現代のモデルになり得る」と語っていたが、確かに目を覚まされる思いであった。ポーランドの民主政の伝統には誰かが鋭く問題に切り込み大胆に解決するのではなく、皆で話し合い問題を多方面からあぶり出すしなやかさがある。

しかし、こうした歴史認識は、恐らくポーランドを専門とするごく一部の専門家のものであり、一般には抱かれていないであろう。高校の世界史の歴史に登場するレベルで言えば、私たち日本人がポーランドと聞いてすぐに想起するのは、この憲法制定直後から三度の分割を経験し(1792 年、1793 年、1795 年)国家が消滅してしまうことだ。実は、そのとき地図上から存在を消したのはこの巨大な公国であり、先進的な立憲君主国であったと考えれば、感慨も深い。そしてその歴史の背後には、こうした先進性を警戒したプロシア、ロシアという大国があったということも忘れてはならない。

しかし、何より感銘を受けるのは、ポーランドが地図上から抹消された 123 年間ものあいだ、ポーランドがその魂を消し去ることがなかったことである。ポーランドは、ナポレオン戦争に協力し、一旦ワルシャワ公国が建国(1807 年)されるが、ナポレオン敗北後、プロイセンとロシアとで再び分割されるので(1815 年)、その期間は勘定に入れない。再び独立を果たしたのは、第一次世界大戦期の 1918 年の事と勘定する。その独立の記念が 11 月 11 日である。

しかし、それから再び 20 年ほどを経ると、今度はヒトラー率いるドイツの東方拡大の犠牲となり、またほとんど時を経ずしてソ連が東から侵攻を開始する。大戦末期に首都ワルシャワ

は完全に廃墟となり、ポーランドを完全に「解放」したソ連は、ナチスドイツに代わり、ポーランドの西側までを確保し、ルブリンを暫定首都として、この国を衛星国化しようとするのである。戦後、ロンドン亡命政権から共産党政権に合流したミコワイチクは、独立を熱望する国民の期待に応えようとするが、1947年10月に再亡命し、ポーランドは遂に「東側」の国となったのである。

しかし、その後の社会主義時代も、ポーランドは「生き延びた」。ポーランドは、1980年代の東欧民主化を先導する国となった。そのプロセスは、以上のような歴史や伝統と無関係ではない。戦後日本の民主化が、昭和の軍国主義時代を生き延びた明治以来の立憲政治の伝統と無縁ではないように。

そういえば、まだ、ポーランドに来たばかりの時であった。宿舎近くの公園を散歩していると、茶色いキタリスが跳ね回っていた。ロンドンなどでは灰色リスに駆逐されてなかなか見かけなくなっている土着種であるが、写真に収めようとするも、なかなかじっとしてくれない。それを見ていた同じアパートの人が、ポーランド人が「これはポーランドの血ね」と言って皆が笑っていたのを思い出す。ノートに「Polska Krew」と書いて貰っても意味がピンとこなかったが、今になってわずかながら歴史を学んでみると、彼らが言いたかったことが分かる気がする。

#### <参考文献>

梅田良忠編『東欧史』山川出版社、1958年

矢田敏隆編『東欧史』山川出版社、1977年

白木一太『一七九一年五月三日憲法』東洋書店、2014年

小山哲著『ワルシャワ連盟協約一五七三年』東洋書店、2014年